

令和8年度 下関市景観まちづくり活動支援補助金応募要領

景観まちづくり活動支援制度は、景観まちづくり活動を行う団体に対して助成を行う制度です。

1 申請できる団体と支援する活動内容

10人以上の者で構成され、その組織及び運営等に関する規約を有する団体が行う、次のいずれかの景観まちづくり活動について補助を行います。

- (1) 景観の保全、育成及び創出に関する課題等の把握を行う活動
- (2) (1)の課題等の解決に向けた検討、取組み等を行う活動
- (3) 景観に関する市民意識の醸成を図る活動

2 補助対象外となる活動

良好な景観を保全し、育成し、又は創出するための活動であっても、花壇の維持管理や地区の清掃等のみをその内容とする活動は、対象になりません。また、「1 申請できる団体と支援する活動内容」に掲げる活動であっても、次に掲げる活動は、補助の対象になりません。

- (1) 市、山口県その他公共団体又は公共的団体の補助金等の交付を受けている活動又は受ける見込みのある活動
- (2) 先進地の視察、各種会議、講演会への出席及び他の団体等との交流のみにとどまる活動
- (3) 景観まちづくり活動と関係の薄い物品販売、発表会、展示会等の活動
- (4) 過去2回以上、下関市景観まちづくり活動支援補助金の交付を受けた活動
※同種の活動であっても、2回(2年度目)までは当該補助金を受けることができます。3回(3年度目)は、受けることができません。
- (5) その他、補助することが適当でないと認められる活動

3 補助金の金額等

補助金の総額は、10万円とします。

また、補助金の額は、補助対象経費の額（本事業により得られる収入がある場合は、当該額を控除して求めた額）の2分の1以内の額とします。

補助金の交付決定件数（交付対象となる活動の数）が2件以上となる場合でそれらの補助対象経費に2分の1を乗じて得た額の総額が10万円を超えるときの補助対象者1件当たりの補助額は、次のいずれか少ないほうの額とします。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
- (2) 10万円を補助金の交付決定件数で均等割りして得た額

(例) 補助金の交付決定件数が 2 件の場合		
補助対象経費	(活動 A) 20 万円、(活動 B) 8 万円	
× 1/2 (補助率)	(活動 A) 10 万円、(活動 B) <u>4 万円</u>	→ 総額 14 万円 > 補助金総額 10 万円
均等割り	補助金総額 10 万円 ÷ 2 件 (交付決定件数) = <u>5 万円</u>	
補助額	(活動 A) 5 万円、(活動 B) 4 万円	

4 補助対象事業の期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の期間とします。

5 補助対象経費

区分	補助対象経費	補助対象外となるもの
報償費	講師・専門家等への謝礼等	<ul style="list-style-type: none"> ・高額謝礼 ・主催関係者、補助団体構成員等への謝礼、報酬
旅費	交通費、通行料金等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業外の日常活動に要する交通費 ・景観まちづくり団体の定例会、総会、表彰式等の出席に要する交通費
需用費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、消耗品費、燃料費、飲料代等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業に使用したことを証明することが困難な経費。 ・飲料代のうち、酒類
役務費	翻訳・原稿料、通信運搬にかかる経費、保険料等	<ul style="list-style-type: none"> ・電話料金、ファクシミリ・インターネット通信料その他事業に使用したことを証明することが困難な経費
使用料及び賃借料	会場及び車両の借上げ料等	
原材料費	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業に使用したことを証明することが困難な経費

6 補助対象経費の制限

申請団体が申請する事業以外の事業を行っている場合は、それらの事業と共通する運営費や事務所等の管理費等は、補助対象になりません。

7 補助金の交付申請

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出していただきます。

- 景観まちづくり活動支援補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- 景観まちづくり活動計画書（別紙1）
- 景観まちづくり団体の規約（任意様式）
- 景観まちづくり団体の構成員の氏名及び住所がわかる書類（任意様式）
- 収支予算書（別紙2）
- その他市長が必要と認めて指示する書類
- 団体概要書（別紙3）
- 団体の前年度決算書（任意様式、前年度以前に活動を行っている場合は、当該年度分の決算書）
- 会報等、団体の活動内容がわかる書類等（任意様式、作成している場合のみ）

8 審査方法

申請内容が、「下関市景観まちづくり活動支援補助金交付要綱」及びこの応募要領に適合しているか審査を行い、補助対象事業及び補助金の額を決定します。

9 申請のスケジュール等

- 募集開始 令和8年6月22日(月)
- 申請相談と受付 都市計画課において募集締切まで随時、相談に応じます。御来庁される場合は、事前に都市計画課景観係にご連絡ください。
電話 083-231-1225
メール keikan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
- 募集締切 令和8年7月24日(金)17時まで
- 提出先 下関市 都市整備部 都市計画課 景観係
- 審査 令和8年7月下旬頃
※申請内容についてヒアリングをさせていただく場合があります。
- 交付（不交付）決定 令和8年7月30日(水)
- 予定日 ※申請内容の審査を行いますので、申請額の2分の1の額についての交付決定を約束するものではありません。一部減額して交付決定を行う場合や不交付の決定を行う場合もあります。